令和4年3月29日財政局長決裁令和4年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の発注に係る入札の透明性及び公正性を確保するため、建設工事の発注に係る入札に際し、入札参加者が本市の積算について、疑義が生じたときに積算内容の確認を申し立てる場合の手続及び申立ての取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 金入り設計書 許容価格(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。) を定めるために作成した設計書で金額及び数量が記載されたもの
 - (2) 積算疑義 金入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義
 - (3) 設計図書等 入札公告から入札の締切りまでに公表した工事数量総括表,図面,仕様書及び現場説明書並びにそれらに対する質問回答書

(期間の算定)

第3条 この要綱に基づく積算疑義の申立て(以下「疑義申立て」という。)の手続に係る期間の算定については、岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)第1 条第1項に掲げる日は算入しない。

(対象)

第4条 疑義申立ての手続を行う入札は、岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する 要綱(以下「総合評価一般競争入札に関する要綱」という。)第2条第1号に規定する 総合評価一般競争入札及び岡山市建設工事一般競争入札実施要綱第3条に規定する一般 競争入札とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(金入り設計書の開示等)

第5条 工事施行担当課長は、当該建設工事の入札期日までに、金入り設計書をPDF形

式の電子ファイルで契約課長に送付しなければならない。この場合において、金入り設計書に含まれる情報のうち、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号。以下「情報公開条例」という。)第5条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については非開示とするよう指定することができる。

2 契約課長は、岡山市建設工事最低制限価格の設定に関する要綱(以下「最低制限価格設定要綱」という。)第3条に規定する工事及び岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱(以下「低入札価格調査要綱」という。)第3条に規定する工事のうち、再入札を実施した工事(以下「再入札に係る低入札調査対象工事」という。)を除くものについては開札日の翌日の午前9時まで、再入札に係る低入札調査対象工事は再入札に係る詳細内訳書の提出期限日(以下「開札日等」という。)の翌日の午前9時までに(ただし、総合評価一般競争入札に関する要綱第2条第2号に規定する特別簡易型及び同要綱同条第3号に規定する特別簡易育成型は、詳細内訳書に代えて入札価格内訳書とする。)、前項の規定により送付を受けた金入り設計書(前項後段の規定により非開示とするよう指定された部分を除く。)を開示する。

(疑義申立ての期間)

- 第6条 入札参加者は、開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札 日等の2日後の午後4時までに、工事施行担当課長に疑義申立てを行うことができる。 (疑義申立ての方法)
- 第7条 前条に規定する疑義申立ては、インターネットを利用した電子メール(以下「電子メール」という。)に積算疑義申立書(様式第1号)をMicrosoft Word形式の電子ファイルで添付する方法によるものとする。ただし、入札の公告において指定する形式で読取りが可能なものに限る。

(確認の実施)

第8条 工事施行担当課長は、疑義申立てがあったときは、速やかに金入り設計書を確認しなければならない。

(疑義申立てとして取り扱わないもの)

第9条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、 当該金入り設計書の確認を行わないものとする。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 第7条に規定する方法以外の方法で提出されたもの
- (3) 疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (4) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (5) 公表された設計図書等で確認できるもの
- (6) 疑義申立ての期間終了後に提出されたもの
- (7) 疑義申立てに係る電子メール又は添付ファイルがウィルスに感染しているもの
- (8) 疑義申立てに係る添付ファイルが開けないもの
- (9) 入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- (10) その他当該入札に直接関係のないもの

(確認結果等の報告)

- 第10条 工事施行担当課長は、疑義申立てがなかった場合は、その旨を申立期間終了後 直ちに契約課長に報告しなければならない。
- 2 工事施行担当課長は、疑義申立てがあった場合は、疑義申立事項確認等報告書(様式 第2号)を作成し、申立期間終了日の翌日午後4時までに契約課長に報告しなければな らない。ただし、やむを得ない理由によりその期日までに確認を完了することが困難で ある場合には、その理由及び確認完了予定日時を契約課長に報告しなければならない。
- 3 工事施行担当課長は、前2項の規定にかかわらず落札者の決定までに当該工事の施工 に当たり支障が生じるような重大な違算が発見されたときは、その旨を速やかに契約課 長に報告しなければならない。

(確認結果の取扱い)

- 第11条 契約課長は、前条第2項及び第3項に規定する報告を受けたときは、疑義申立 事項確認等の結果(様式第3号)をインターネット上の市のホームページに掲載する とともに、次に定めるところにより、当該入札を執行し、又は中止するものとする。
 - (1) 疑義申立てがなかった場合, 第9条の規定により疑義申立てとして取扱わなかった場合又は金入り設計書に誤りが確認できなかった場合は, 入札参加資格確認対象者の決定等の入札事務を続行する。
 - (2) 金入り設計書に誤りがあった場合は、設計金額並びに最低制限価格設定要綱第4条

に規定する最低制限価格又は低入札価格調査要綱第5条に規定する低入札価格調査基準価格及び同告示第7条に規定する予備調査のための数値基準を修正し,入札参加資格確認対象者の決定等の入札事務を続行する。

- (3) 当該工事の施工に当たり著しい支障が生じると認められる場合,当該入札を中止する。
- 2 契約課長は、入札を中止するときは、入札を中止すること及びその理由をインターネット上の市のホームページに掲載するものとする。

(中止とした入札の再公告の入札参加資格)

第12条 前条第1項第3号の規定により中止した入札を再公告する場合の入札参加資格 は、中止した当該入札に参加した者で、再公告の入札参加資格を満たすものであること とする。ただし、再公告に当たり公正性が損なわれて不適当であると認められるときは、 中止した当該入札とは別の新たな案件として入札参加資格要件を設定し、入札を執行す るものとする。

(書類の開示)

第13条 この要綱の規定に基づき提出された積算疑義申立書は、情報公開条例第12条 の規定による第三者に対する意見書提出の機会を設けることなく、開示することができるものとする。

附 則(平成25年3月22日財政局長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則(平成26年12月17日財政局長決裁)

この要綱は、平成27年1月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則(平成29年3月31日財政局長決裁)

この要綱は、平成29年4月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則(令和4年3月29日財政局長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日以後に公告する工事から適用する。

岡山市長様

申立人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

E-mail

担当者職氏名

積算疑義申立書

下記のとおり建設工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 申立内容及び理由
- 3 申立内容に基づく設計金額

(1) (直接工事費)円(2) (共通仮設費)円(3) (現場管理費)円(4) (一般管理費)円計円

- ※ 申立事項は、具体的に記述してください。工事が特定できないもの、申立事項が特定できないものは確 認できません。また、公表された設計図書等で確認できるものは積算疑義申立ての対象となりません。
- ※ 積算疑義申立てはインターネットを利用した電子メールで、工事施行担当課へ提出してください。
- ※ 電子メールの表題は、「積算疑義申立書(○○○工事)」としてください。(○○○には工事名を記入してください。)
- ※ 提出方法は、様式第1号に必要事項を記入して電子メールに添付する方法により提出してください。
- ※ 積算疑義申立てが行えるのは、入札参加者のみです。入札参加者以外は疑義の申立てはできません。
- ※ 積算疑義申立書の内容は、公表します。
- ※ 積算疑義申立書は、開示の対象となります。

様式第2号(第10条関係)

疑義申立事項確認等報告書

入札日		年	月	日	
工事名					
工事施行担当課					

申立内容及び理由(要約)	確認結果又は確認を 行わなかった理由

違算の確認結果	(確認前)	(確認後)
直接工事費	円	円
共通仮設費	円	円
現場管理費	円	円
一般管理費	円	円
設計金額 (税抜)	円	円
設計金額(税込)	円	円

注) 設計金額(税込)の修正によって、格付等級、エリア、配置予定技術者などの入札 条件が変更になる場合は、第11条第1項第3号の規定に基づき、入札を中止することになります。

様式第3号(第11条関係)

疑義申立事項確認等の結果

入札日		年	月	目	
工事名					
工事施行担当課					

申立内容及び理由(要約)	確認結果又は確認を 行わなかった理由				